

施設基準に関するご案内

以下の通り、当院が厚生局へ届出を行っている施設基準等を掲載いたします。

◆ RYO JIMBO DENTAL 名古屋駅前歯科・矯正歯科

所在地：〒450-0002

名古屋市中村区名駅4-26-9 NEW AG TOWER 12階

電話番号：0120-960-013

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

届出済み施設基準：

- ・ 歯初診（第3946号）
 - ・ 外来診療医療安全対策加算1（第4531号）
 - ・ 外来診療感染対策加算1（第4904号）
 - ・ 歯科治療時医療管理料（第2339号）
 - ・ 口腔管理体制強化加算（第2311号）
 - ・ 歯科訪問診療料の注15（第2709号）
 - ・ 手術時歯根面レーザー応用加算（第273号）
 - ・ 口腔粘膜処置加算（第1215号）
 - ・ 歯科技工加算1（第629号）
 - ・ 歯科技工加算2（第774号）
 - ・ 光学印象（第610号）
 - ・ 歯CAD/CAM（第3466号）
 - ・ 根切顕微加算（第244号）
 - ・ 手術用光機器加算（第1172号）
 - ・ 補綴物維持管理（第6183号）
 - ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）
 - ・ 歯科技工所ベースアップ支援料
 - ・ 電子的診療情報連携体制設備加算2
 - ・ 口腔機能実地指導料
- ・ 算定開始日：令和2年4月1日～令和6年6月1日

医療法人RJD 管理者(理事長)：神保良